

OUR RIGHTS

INFORMATION FOR TEACHERS

わたしたちの権利

教員向け資料



目次

はじめに	3
前書き	6
アナ・ポラック・ペトリッチ駐日スロヴェニア共和国大使	
ブランカ・ヤムニシェック大使	
福田 弘 筑波大学名誉教授 人権教育啓発推進センター理事	
指導方法 利用可能なグループ活動のテクニック	10
フラッシュカード解説	14
児童の権利に関する条約（子どもの権利条約）	27
子どもの権利と人権に関する教育のための追加資料	40
アンケート	

はじめに

人権は普遍的で、すべての人にとって平等なものです。世界人権宣言は、教育は人格の完全な発展、ならびに人権及び基本的自由の尊重の強化を目的としなければならない、と述べています。人権教育は理論、研究、政策、実践の各面における議論の焦点となっていました。2003年12月、欧州安全保障協力機構（OSCE）は、「21世紀における安全保障および安定に対する脅威に取り組む戦略」に記した公約を確認しました。この戦略は、若い世代に重点を置いた人権教育についても言及しています。また、2005年より「人権教育のための世界計画」が実施されています。この「世界計画」は国際連合（国連）により採択されたもので、「国連人権教育のための10年」（1995～2004年）の努力と成果に基づいています。欧州評議会は2005年を「教育による市民性ヨーロッパ年」と宣言しました。欧州連合は、2007年、「民主主義と人権のためのヨーロッパ機関」を設置しました。また、国連は2009年を「人権学習の国際年」と宣言しました。

2011年12月、「人権教育および研修に関する国連宣言」が国連総会で採択され、人権に関する政治的拘束力を有する国際文書となりました。この宣言には、人権教育に関連する原則および目的が記されています。第1条第2項は、人権教育および研修が、人権の普遍性、不可分性、相互依存性の原則に則り、すべての人のあらゆる人権および基本的自由の普遍的尊重と遵守を促進するために必要である、と強調しています。

子どもの権利は、スロヴェニアの外交政策における人権関連の主要な優先事項のひとつです。子どもは脆弱な立場にあるため、とりわけ特別なケアと支援を受ける権利を与えられているのです。そのため、ほとんどの国が批准している国連児童の権利に関する条約（子どもの権利条約）は、いくつかの点で類を見ないものとなっています。法的国際文書としては初めて、子どもを他者の権利や責任の対象と見なすだけでなく、権利と責務の保有者と見なしているのです。文書の内容もユニークなものとなっていて、子どもの生活にまつわるあらゆる重要な側面、すなわち、市民権、政治的、社会的、経済的、文化的権利を体系的かつ包括的に取り上げています。4つの基本原則（差別の禁止、子どもの最善の利益の固守、生命・生存・発達への権利、参加する権利）に基づいて、子どもの権利条約およびそれに関する実質的に2つの選択議定書は、人権に関する他の国際文書には見られないレベルで子どもの権利の保護を規定しています。2011年12月、国連総会は、同条約に関する3つ目の選択議定書⁽¹⁾を採択しました。これは、個人が国連子どもの権

利委員会に通報することを可能にし、これによって子どもの参加する権利をさらに強調するものです。

子どもの権利の実現は、国連加盟国によって保障され、国際機関および地域機関によって維持されます。学校その他の教育機関は、日常生活および特定の状況における人権および基本的自由について人々を教育するために、その能力と機会を最大限に活用する必要があります。教育の内容はもちろん、その教育方法も同様に重要で、人権尊重の念を伝えるような方法でなければなりません。

こうして、子どもの権利に関する教育に取り組むプロジェクトが策定されました。スロヴェニアは欧州安全保障協力機構（OSCE）の議長国を務めた2005年にはじめてこのプロジェクトを提案し、OSCE地域で実施されました。このプロジェクトは、2009年にスロヴェニアが欧州評議会閣僚委員会の議長国を務めた際にいくつかの国で実施されました。これまでに27カ国がプロジェクトに参加し、教材は24の言語に翻訳されています。

私たちは、子どもの権利条約に基づき、また、プロジェクトを実施したスロヴェニアなどの学校の優良教育実践を下敷きにして、10～12歳の児童に子どもの権利を教えるために役立つ教材を開発しました。教材は、子どもの権利条約をもとにしており、子どもの権利に関する簡単な文を記載したフラッシュカードと収納用のアルバムからなります。生徒は1人1冊ずつアルバムを受け取り、各章に対応するそれぞれのフラッシュカードについて学びます。すべてのカードを集めたら、アルバムは生徒のものになります。

この冊子は、教員向けに作成されたものです。フラッシュカードに示されたトピックへの取り組み方についてアドバイスが記されており、教師がテーマに関する議論やテーマに対応する活動を促すことができるようになっています。

また、実用的なチームワークのテクニックも記載されています。教師は、これらのテクニックの使い方を講習会で学ぶことができます。この資料は、人権と子どもの権利に十分配慮したうえで、教師が最も適切だと思う教え方を編み出すために役立ちます。たとえば、権利と責任の関係について、日常生活や学校でのやり取りから例をひいて話し合うといったことです。本冊子には、子どもの権利条約の全文も記載されています。

2005年、Educational Research Institute in Ljubljanaは、プロジェクト実施校の教員に対する調査をもとに評価研究を行いました。その結果、プロジェクトに参加した生徒の間で人権への理解が顕著に向上したことがわかりました。日常のやり取りにおいて、生徒たちは前よりもよく権利の侵害を認識できるようになり、子どもの権利の問題にいっそう敏感になりました。同時

に、かなりの割合の教師が、プロジェクトに参加することによって知識を深めることができ、今後、子どもの権利に関するプロジェクトを含む類似の人権プロジェクトに参加できると感じていました。

私たちは、プロジェクトに参加した皆さんの体験を是非聞かせていただきたいと思っています。本冊子には、簡単なアンケートが添付されています。教師たちの体験に関するフィードバックや、人権教育の方法案に対するご意見をいただければ幸いです。人権や子どもの権利の指導方法について、アイディアやご提案があれば、是非お寄せください。将来の世代のために指導方法や教材の改善を図る参考とさせていただきます。現行の教材は、既存の指導方法や教材を補足するツールとして用いても、あるいは正規の学校課程の外で革新的な手法としても用いることができます。

人権と子どもの権利について教えることは、私たちの義務であるだけではなく、子どもたちの健全な発達に貢献できるという充実感をもたらしてくれます。人権教育はジョイントベンチャーのようなものだと、私たちは考えています。私たちの努力によって、将来世代、すなわち今日の子どもたち、に投資をしているのです。みなさんがこのプロジェクトに楽しく参加してくださることを、心から願っています。

(1)「武力紛争における児童の関与に関する児童の権利に関する条約の選択議定書」
および「児童の売買、児童買春及び児童ポルノに関する児童の権利に関する条約の選
択議定書」

親愛なる児童・生徒のみなさん、ならびに教育者と読者の皆様

この度、駐日スロヴェニア共和国大使として、『わたしたちの権利』の日本語版教材の出版をお祝いさせていただけたことを、大変光栄に思います。人権教育推進のためにスロヴェニア共和国と日本が協力体制を構築できたこと、また何より、子どもたちが教養と寛容の精神を身につけ、責任ある社会の一員へと成長していくためのエンパワメントの運動にとって、この出版は大きな意義をもっています。

子どもたちは私たちの未来であり、人類の未来です。その子どもたちへの教育は、かれら一人一人の人生だけでなく、今後、私たちの社会がどのように発展していくのかを決定づけます。未だ国家間の平和的共生、相互理解、連帯が確立していない現在、私たちには若者や子どもたちがこれらの概念の重要性を理解できるよう教育していく責任があります。そのためには、子どもたちが自らの持つ権利について理解するだけでなく、他の人も自分と同じ権利を持っているという事実を認識し、完全に理解する必要があります。またさらに、すべての人間が平等であり、権利を有していること、それらの権利は尊重されねばならない、と子どもたちが理解することが肝要です。

「わたしたちの権利」プロジェクトはスロヴェニア共和国の旗艦プロジェクトとして、人権運動の分野における重要な外交政策の一翼を担っています。スロヴェニア共和国は本プロジェクトを通じて、これまでにヨーロッパ、アジア、中南米、アフリカ、中東地域の26カ国で25万人以上の子どもたちを対象に、子どもの権利に関する教育を推進するとともに、プロジェクトが始動した2005年以来、人権教育において多くの国や非政府団体および国際機関と協働して積極的な活動を行ってきました。

2021年、本プロジェクトが日本で実施の運びとなったことを大変光栄に思います。国家の発達段階や経済的豊かさ、民主主義の成熟度にかかわらず、人権教育に対して現在どのような取り組みがなされているのかが進歩のために必要な特権です。「わたしたちの権利」プロジェクトの教材によって、多くの日本の子どもたちの人権教育を推進するという榮誉ある使命が達成され、それをもって平和の文化、寛容の精神、社会における多様性の理解が育まれることを確信します。

結びに、このプロジェクトの重要性を理解し、日本での実施にご尽力くださった池田大作 創価学会インターナショナル（SGI）会長、創価学会平和委員会ならびにSGI国連事務所に心より感謝申し上げます。創価学会の優秀なチーム、中でも川岡美由紀氏のご献身なくして今回の出版は実現できませんでした。また、日本語版編集における福田教授のリーダーシップと、スロヴェニア共和国政府の同

僚であるブランカ・ヤムニシェック大使と茂石チュック・ミリアム女史のご尽力に感謝いたします。

アナ・ポラック・ペトリッチ
駐日スロヴェニア共和国大使

日本の教育者ならびにパートナーの皆様

国際的に広く認知されている人権教育運動である「わたしたちの権利」プロジェクトに興味を持たれ、子どもたちに普遍的価値を教えることを通じてエンパワメントを推進するこの運動を日本で展開したいとのご意向を伺い、本プロジェクトの創設者として、また、この教育者向け小冊子の著者の一人として、とても嬉しく思いました。

スロヴェニア共和国は外交政策の優先課題の一つとして長年にわたり人権教育に取り組んできました。効果的な人権教育は平和の文化や寛容の精神を育み、民族、宗教、文化など社会における多様性への理解を促す一助となると私たちは確信しています。この教材を用いてより多くの子どもたちが自らの権利行使する力を引き出せるよう、日本国内でご尽力いただいているパートナーの皆様と協力する貴重な機会をいただき、一外交官として光栄に思います。

国連で採択された「子どもの権利条約」に基づいて創設された「わたしたちの権利」プロジェクトは、同じく国連の「人権教育のための世界計画」とともに2005年に開始されました。その目的は子どもたちが理解しやすい方法で、子どもたちに自分たちの持つ権利を教えていくことです。この条約は、子どもを権利を有する主体と定めた国際法規です。従って、自らの政治的、社会的、経済的および文化的権利を実現していくために、子どもたちがそれらの権利について学んでいくことが不可欠であるとともに、その出自に関係なく、すべての人が有する普遍的な人権を尊重することを子どもたちに教えていくことが最も重要です。

2005年以来、「わたしたちの権利」プロジェクトは、ほぼすべての大陸を網羅するヨーロッパ、アジア、南米、アフリカ、オーストラリア、中東地域の26カ国で実施されています。25万人以上の子どもたちへのエンパワメントを通して明らかになったのは、それぞれに異なる環境で暮らす、すべての子どもたちに人権について学ぶ機会を提供し、自らの権利を尊重できるよう早急に対応していく必要があるということです。そのような取り組みが、子どもたちの健全な成長と、人権の尊重を通じて平和と安全保障を強化するという長期的な取り組みの促進へつながるのです。

人権教育の教材として『わたしたちの権利』を活用していただくことで、児童・生徒の皆さんとのエンパワメントを推進する喜びを感じていただけますことを、心より念願いたします。

プランカ・ヤムニシェック大使

今年（2021年）は、国連「子どもの権利条約」採択32周年、日本批准27周年に当たります。文部科学省は2002年に「人権教育の指導方法等に関する調査研究会議」を設置し、人権教育に関する理論的・実践的知見の深化・充実を図りました。2008年3月の「第3次取りまとめ」は、指導方法等に関する「理論編」と教育現場の実践支援のための「実践編」からなり、学校教育、社会教育等における人権教育・啓発の推進を支援してきました。

しかし、国連NGOセーブ・ザ・チルドレンの「日本における子どもの権利条約の認知度、及び子どもの権利に関する認識度の調査」（2019年）では、「子どもの権利条約の内容をよく知っている子ども」は8.9%（大人は2.2%）、「少し知っている子ども」は24.0%（大人は14.2%）、「子どもの権利は尊重されている」と思う子どもは18.7%、「子どもの権利を尊重している」と思う大人は31.0%に止まっています。この調査結果から、「子どもの権利条約」や「子どもの人権」に関する教育が十分な成果を挙げえていないことがわかります。

こうした情況の改善には、人権学習を支援する効果的な教材や指導書が欠かせません。日本社会におけるこうした必要に応えてくれると期待されるのが、スロヴェニア共和国で2005年に開始され、世界各地で実施されてきた「わたしたちの権利」プロジェクトです。

提供されている資料は、「私たちの権利・教師用資料」、子どもの権利条約の内容を描いた13枚のフラッシュカードからなる教材、及び、第三国にいる子ども難民の権利に関するフラッシュカード等から成ります。

フラッシュカードには、子どもの権利条約の条文が子どもにもわかる語彙と表現で書かれています。さらに条文の内容を想像し、深く理解することを支援する、インパクトに富むカラーのイラストが描かれています。

他方、教師用資料には、欧州評議会の『人権教育のためのコンパス（羅針盤）』や『コンパシート（羅針盤）』で推奨されている人権教育の指導方法やグループ活動のテクニックが掲載されており、フラッシュカードを使用した学習活動を支援する有用な追加情報も盛り込まれています。さらに教師必読の「子どもの権利条約」全文も掲載されています。

この国際的に高く評価され、わが国人権教育推進にも大いに貢献してくれることが期待される教授資料一式の翻訳監修に携われたことを誇りに思っています。

福田 弘 筑波大学名誉教授
人権教育啓発推進センター理事

指導方法 利用可能なグループ活動のテクニック

ディスカッション

ディスカッションは、教師や生徒が当面の問題に対する自身の態度に気付くための優れた方法です。自分自身の態度に気付くことは、人権教育においては非常に重要なことです。

なぜなら、事実を知るだけでなく、自分自身で問題を探究し、分析することが必要だからです。ニュース、ポスター、事例研究は、ディスカッションを活性化する有用な手段です。

まず、「・・・について、あなたはどう思いますか？」と問い合わせることから、ディスカッションを始めてください。

バズグループ

これは、全体でのディスカッションで意見が出ない場合に有効な方法です。生徒に二人一組になって主題について1～2分間話し合いをさせ、その後、それぞれの結果を全体会で発表させるのです。

すぐに話し合う声のざわめきが広がり、生徒たちの間で意見が飛び交うでしょう！

小グループ活動

小グループ活動は全体活動とは対照的なもので、全員の参加を促し、協力的なチームワークの形成を助ける方法です。

小グループの人数は、全体の生徒数や使えるスペースの広さなど、活動現場の条件によって決まります。小グループは場合によっては2～3名でも構いませんが、最もうまくいくのは6～8名です。小グループ活動の時間は15分、1時間、あるいは1日と、取り組む課題によって異なります。

生徒たちに「問題について話し合いなさい」と言うだけでは、成果が生まれることはまずありません。主題が何であれ、やるべき活動を明確に定義すること、生徒が目標に集中して活動し、全体会でそれを報告できるようにすること、が重要です。

たとえば、解決する必要がある問題とか、答える必要がある問い、というかたちで課題を出すとよいでしょう。

絵：描画、コラージュ、漫画、写真

「一枚の絵は、一千語の文章に匹敵する（百聞は一見にしかず）」。

視覚的イメージは、情報を提供するためにも、興味を喚起するためにも強力な手段です。描画は、視覚的な思考様式を好む人だけでなく、言語的な自己表現が苦手な人にとっても、自己表現とコミュニケーションの重要な手段であることを覚えておいてください。

メディア：新聞、ラジオ、テレビ、インターネット

メディアは、適切なディスカッションの題材が得られる確かな情報源です。情報の内容やそれを提示している方法について話し合い、偏見やステレオタイプを分析するのは、いつでも興味深いものです。

映画、ビデオ、ラジオドラマ

映画、ビデオ、ラジオドラマは人権教育のための強力な手段であり、青少年にも人気があります。映画鑑賞後のディスカッションは、さらに進んだ学習活動にとってのよい出発点となるはずです。

話し合う内容は、映画に対する生徒の第一印象、「現実の生活」にどの程度忠実であったか、登場人物の描き方は現実的であったか、彼らが特定の政治的または道徳的観点を広めようとしていたかどうか、などです。

ブレーンストーミング

ブレーンストーミングは、新しい主題を導入し、創造性を促進し、非常に早くたくさんの意見を生み出す方法です。

ある特定の問題を解決するために、あるいは問題の解決案を出すために使うことができます。

実施法：

- ・ブレーンストーミングしたい問題を決め、様々な答えができるような「質問」の形にします。
- ・全員に見える場所にその「質問」を書きます。
- ・生徒に、自分の意見を出させ、それを全員が見られる場所に書かせます。意見は、一語または短い語句の形にさせます。
- ・意見が出尽くしたら、ブレーンストーミングを終了します。
- ・最後に、出された提案をひとつずつ検討し、コメントを求めます。

留意点：

- ・新しい提案をすべて書き留めます。多くの場合、最も独創的な提案が最も有用で興味深いものです！
- ・終了するまでは誰も、書かれている意見に見解を述べたり、批判したりしてはなりません。また、すでに提出されている意見を繰り返し出してもなりません。
- ・全員が意見を言うように促してください。
- ・教師が自分の意見を出すのは、生徒達を励ますために必要な場合のみにしてください。
- ・提案内容が不明確な場合には、説明を求めてください。

ウォール・ライティング

これは、ブレーンストーミングの一種です。

生徒は、自分たちの意見を小さな紙片（付箋紙など）に書いて壁に貼ります。この方法の利点は、生徒が他者の意見から影響を受けずに自分で静かに考えることができること、また、意見が書かれた紙片は張り替えが容易なので意見の分類がしやすいこと、です。

ロールプレイ

ロールプレイは、生徒が演じる寸劇です。

ある状況をロールプレイする場合、自分の実体験をよりどころにしがちですが、大部分は即興で演じることになります。ロールプレイの目的は、生徒にとってなじみがない状況や出来事を体験させることです。ロールプレイは、場面への理解を深め、そこに関与している人々への共感を高めることができます。

- ・ロールプレイとシミュレーションの違いは、シミュレーションも寸劇からなるものの、通常は台本があり、ロールプレイほどの即興性を伴わない、という点にあります。
- ・ロールプレイの価値は、現実の生活を模倣するところにあります。ロールプレイは、登場人物の行動が正しいか間違っているかというような単純な答えがない問いを提起するかもしれません。洞察を深めるために有用なテクニックは、生徒に役割を入れ替えて演じてもらうことです。

ロールプレイを用いる際は細やかな配慮が必要です。

第一に、ロールプレイが終わった後、生徒が役割から抜け出すための時間を設けることが不可欠です。

第二に、全員が個々人の感じ方やグループの社会的構成を尊重する必要が

あります。たとえば、障害者に関するロールプレイでは、生徒の中に障害のある人がいるかもしれないし（一見してわからない場合もある）、あるいは、障害のある親族や友人がいるかもしれない、ということを考慮に入れるべきです。そのような生徒が心を傷つけられたり、不本意に注目を浴びたり、疎外されることがないようにしなければなりません。万一そのようなことが起こった場合は、真摯に受け止めなければいけません（謝罪する、その問題を事例として改めて取り上げる、など）。

また、ステレオタイプ化が起こらないように十分気を付けてください。ロールプレイは、他者を演じたり、模倣したりする参加者の「能力」を通して、彼らが他者についてどのように考えているかをあらわにするのです。これも、ロールプレイの醍醐味のひとつです！

振り返りの際、「あなたが演じた人は、実際にああいう感じだと思いますか？」と問いかけて、繰り返し問題を取り上げることが有用でしょう。常に情報を批判的に考察することの必要性を生徒に気付かせることは、いつでも教育上、有益です。したがって、参加者に対し、性格形成の土台となっている情報をどこで得たかを尋ねてもよいでしょう。

シミュレーション

シミュレーションは、全員が参加する拡張型のロールプレイと見なすことができます。シミュレーションによって人々は、困難な状況を安全な環境下で体験することができます。多くの場合、シミュレーションは一定程度の感情移入を必要とし、だからこそ非常に効果的な手段となります。生徒は、頭と手だけでなく、心を使って学ぶことができます。

シミュレーションの後で振り返りをすることは、特に重要です。演技した生徒は、自分が感じたこと、自分がとった行動を選んだ理由、不当だと感じたこと、得られた解決方法はどの程度受け入れられると感じたか、などを話し合うとよいでしょう。また、自分が体験したことと社会における実際の状況を関連付けて考えるよう、生徒を支援すべきです。

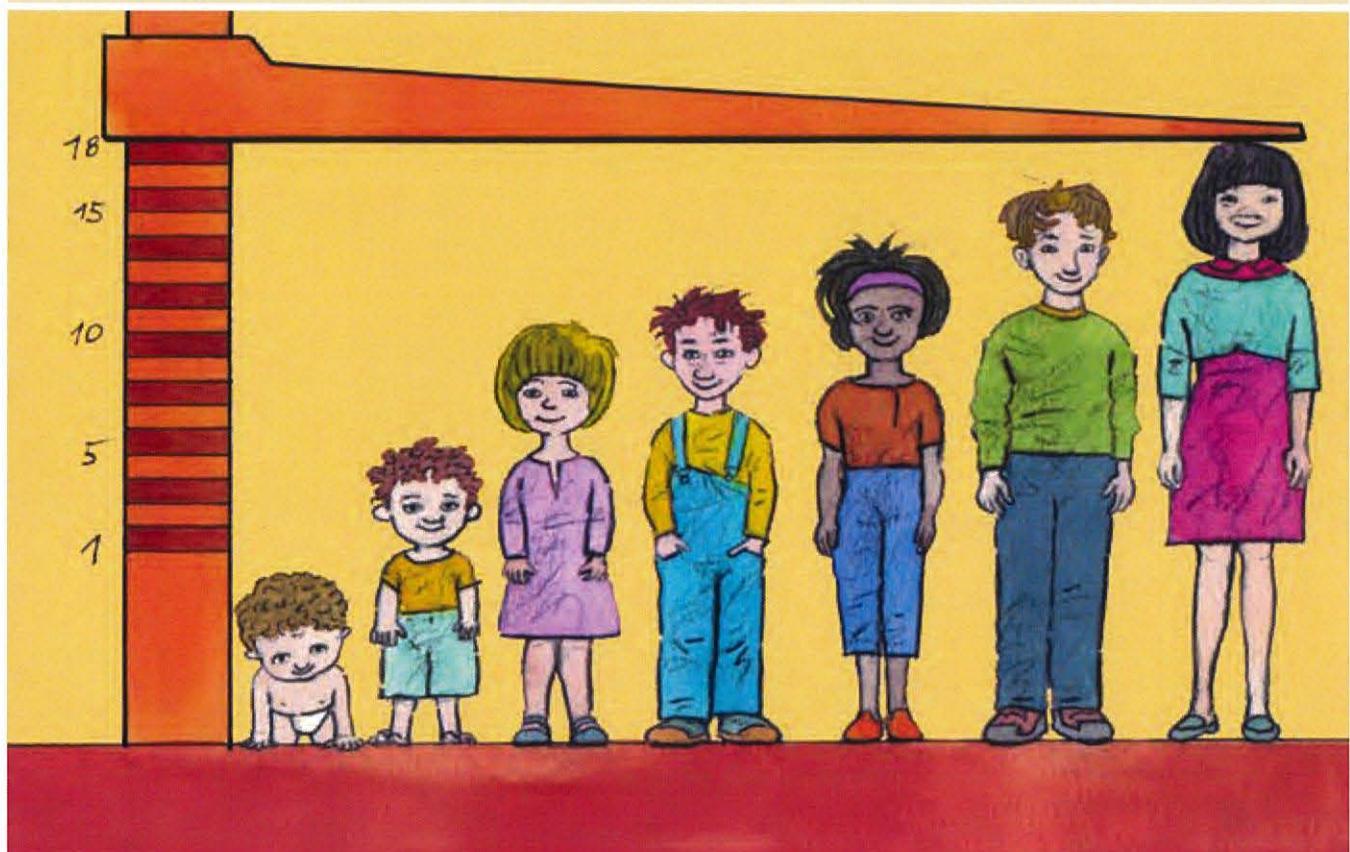
*グループ活動の手法については、欧州評議会の刊行物「人権教育のためのコンパス（羅針盤）」（本冊子第2部「子どもの権利と人権に関する教育のための追加資料」で言及）に詳しい記載があります。

フラッシュカード解説

国連子どもの権利条約は、18歳未満のすべての人を子どもと定めています。

わたしたち子どもには、自分の権利を知る権利があります。

すべての国には、子どもの権利を尊重し、子どもの長期的な利益を保護する義務があります。



追加情報：(子どもの権利条約第1条)

国連総会で採択された子どもの権利条約の概要を子どもたちに説明してください。長期的利益に注目させるとよいでしょう。それは、権利に対する市民としての強い責任感を築くものだからです。

使用できるアクティビティ：ディスカッション、「権利ポスター」の作成

- ・人間である、とはどういう意味でしょう？
- ・私たちはなぜ、規則や法律を持つのでしょうか？
- ・子どもの権利を保障する特別な法律があるのは、なぜでしょう？
- ・子どもの権利条約によって、どんな権利が守られていますか？（子どもたちはグループに分かれて、自分が知っている権利を列挙します。グループごとの報告の後、子どもの権利に関するポスターを共同で作成するのもよいでしょう）
- ・わたしたちはどこで、これらの権利について知るようになりましたか？
- ・私たちの権利についての詳しい情報は、どこで、どのようにして得られますか？
- ・わたしたちの長期的利益とは、どのようなものですか？（子どもたちは自分の利益を挙げて、お互いに比べ合います）

わたしたち子どもは、生きる権利、生存する権利、
そして発達する権利を持っています。

わたしたちは、成長するための十分な食べ物と
きれいな飲み水を得る権利を持っています。



追加情報：(子どもの権利条約第6条、第27条)

この権利は特に重要であり、国連総会は特別な注意を払って扱っています。

教師は、公務員と公的機関にはこれらの権利を保障する責任があることを指摘するとよいでしょう。

使用できるアクティビティ：ウォール・ライティング、ディスカッション

- ・子どもの発達に必要なものは何ですか（安全、食べ物、水、教育）？
- ・成長に見合った食べ物ときれいな飲み水とは、どういう意味ですか？
- ・なぜこの権利が、それほど重要なのでしょうか？
- ・この権利が子どもたちに保障されていない事例を知っていますか（どこですか）？
- ・その子どもたちを助けなければいけないのは誰ですか、また、私たちは彼らをどのように助けることができるでしょう？

わたしたちは生まれたときに、どこにいるかに関係なく、
名前をつけてもらい、国籍を得る権利を持っています。



追加情報：(子どもの権利条約第7条、第8条)

個人のアイデンティティの一部である名前の重要性について、話し合いをさせるとよいでしょう。自国の名前について話し合ってから、世界各地の名前や市民権について話し合うとよいかもしれません。

使用できるアクティビティ：世界地図の前でのディスカッション

教師が世界地図を示しながら、世界中の子どもたちは子どもの権利について学んでいること、(誰もが)名前と市民権を得る権利を持っていることを伝え、いくつかの事例を紹介します。

- ・あなたの名前にはどういう意味がありますか？
- ・名前も市民権も持たない子どもを知っていますか？
- ・出生証明書がない子どものことを聞いたことがありますか？
- ・なぜ、それは不利なことなのでしょう？

わたしたち子どもは、親、親族、またはもっともよく世話をしてくれる人といっしょに暮らす権利を持っています。



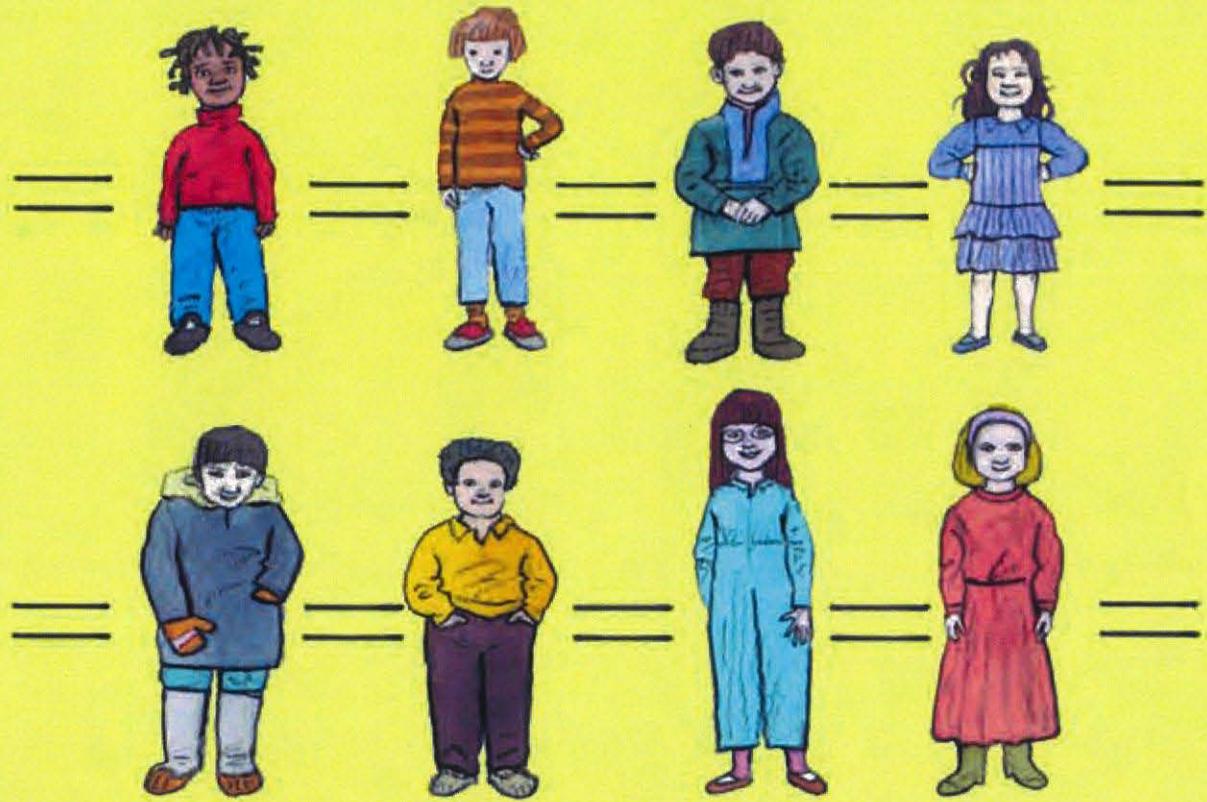
追加情報：(子どもの権利条約第5条・第9条・第18条)

ここでは、子どもの最善の利益という原則を強調するとよいでしょう。この権利は、子どもの権利条約第3条で詳しく説明されています。子どもの安全と最善の利益を確保するために、子どもを家庭や保護者から引き離すことが適切な場合もあります。

使用できるアクティビティ：バズグループ、ディスカッション

- ・どのようなタイプの家族を知っていますか（家族の人数の違い、子どもの数の違い、ひとり親家庭、複数世代の同居など）？
- ・親／保護者が、もっともよく私たちの世話をしてくれるというのは、どういう意味ですか？どのようなやり方で、ですか？
- ・誰があなたの世話をしてくれますか？

性別、人種、言語、宗教、出身国または民族を理由に
子どもを差別する権利は、誰にもありません。



追加情報：(子どもの権利条約第2条)

子どもの権利条約を含め、国際法文書は、差別の禁止の原則に基づいています。子どもの権利条約に基づき、すべての子どもは、あらゆる権利と自由を享受する権利があります。

使用できるアクティビティ：ディスカッション、メディアの情報も利用可能

- 教師は子どもたちに、世界のさまざまな人々の特徴について思いつくままに発表するよう促します。私たちはどのような人種、言語、宗教、国家、民族を知っているでしょう？
- ディスカッションでは、平等性と独自性の尊重、どこであれ誰かは「よそ者」であるという事実についての考察を重視すべきです。
- 私たちの間にはどんな違いがありますか（たとえばクラスの中では）？
- どんな意味で私たちはお互いに似ていますか？

わたしたち子どもは教育への権利、無料で初等教育を受ける権利を持っています。



追加情報：(子どもの権利条約第28条、第29条)

この権利の保障は、機会均等の原則に基づいています。

使用できるアクティビティ：小グループ活動、ディスカッション

- ・教育はなぜ重要なのでしょう？
- ・あなたと同じ年齢の子どもたちはみんな学校に行ってていますか？
- ・学校に行っていない子どもはいますか？ いるとすればなぜでしょう？（ここでは、どこか別のところでは、外国では）？
- ・世界中のすべての子どもが小学校教育を受けられるようにするにはどうすればよいでしょう？ そうすることはなぜ重要なのでしょう？

わたしたち子どもの意見に耳を傾けてください。
わたしたちは自分の意見を言う権利を持っているのですから。



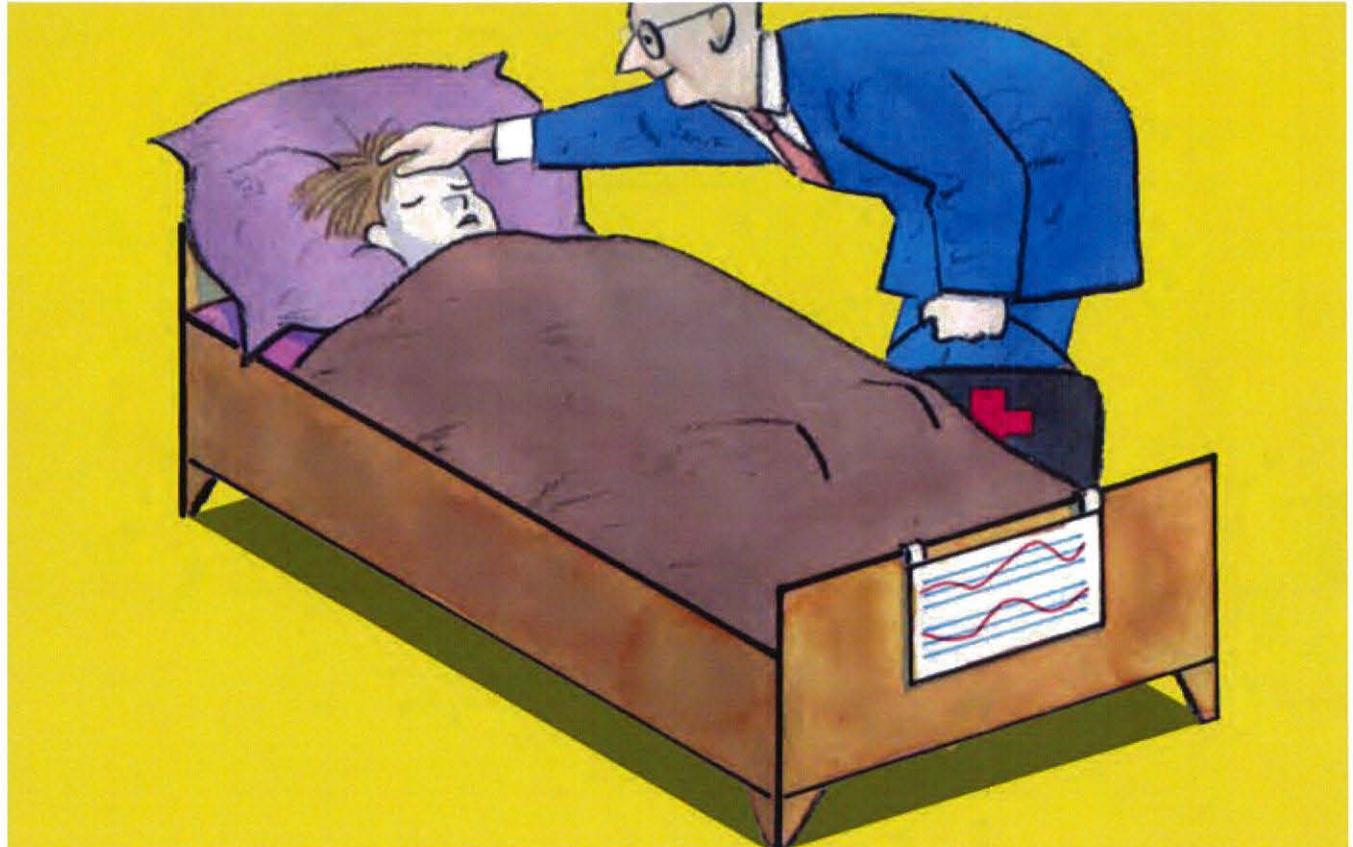
追加情報：(子どもの権利条約第12条・第13条・第14条・第15条・第17条)

意見表明の権利に加え、子どもたちには、結社、思想、良心、宗教、情報へのアクセスの自由など、他のすべての基本的市民権と自由が保障されています。

使用できるアクティビティ：上記の権利や自由の中から選択されたものについてのディスカッション（映画、ビデオ、ラジオドラマを用いてもよいでしょう）

- ・選択された権利や自由について、それぞれが自分の意見を発表し、また他者の意見に耳を傾けます。
- ・話し合い：自分の意見を言い、他の人の意見を聞くことは、なぜ重要なのでしょう？
- ・どうすれば、自分の意見を大人に聞いてもらえるでしょう？
- ・市民権は、なぜそれほど重要なのでしょうか？

わたしたち子どもは、医療を受ける権利を持っています。



追加情報：(子どもの権利条約第24条)

使用できるアクティビティ：ロールプレイ、板書とディスカッション

- ・それぞれの生徒に、医療を必要とする病気の名前を挙げてもらいます。
(患者と医師のロールプレイをしてよいでしょう)
教師は挙げられた病名を黒板に書きます。
- ・話し合い：この権利は子どもの医療で尊重されているでしょうか？
もし尊重されていないとしたら、子どもたちにこの権利を保障しなければならないのは誰でしょう？

特別なニーズがある子どもは、特別なケアを受ける権利を持っています。



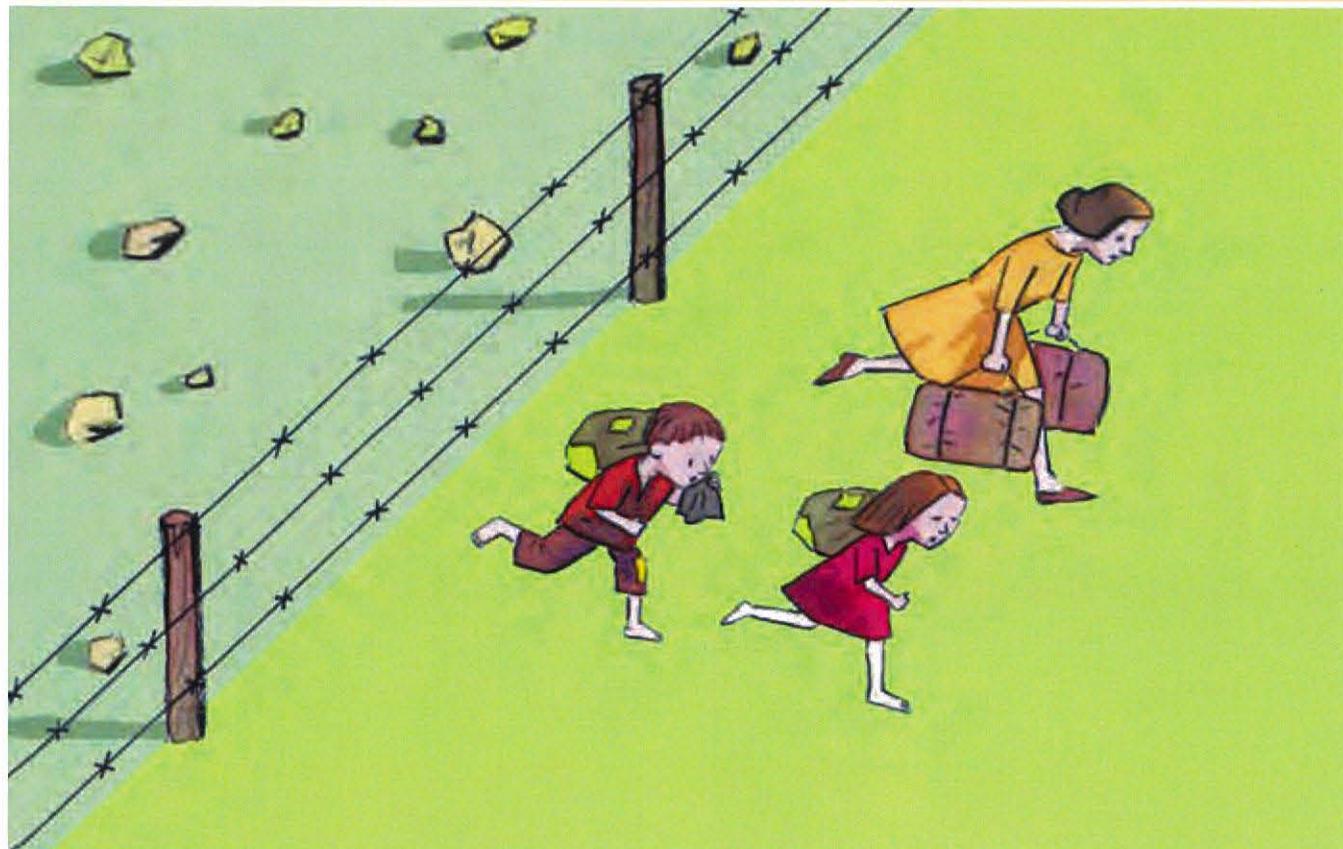
追加情報：(子どもの権利条約第23条)

教師は子どもたちに、特別なニーズのある子どもにはなぜ特別なケアが必要であるのか、また、生まれた時の状況やその他の偶発的なできごとが原因で、子どもに他者との違いが生じる場合があること、について説明します。

使用できるアクティビティ：ディスカッション

- ・特別なニーズのある子どもとは、どのような人たちですか？（さまざまな種類の障害のほか、「目に見えない障害」、身体的、心理的、社会的ハンディキャップを挙げます）
- ・どうすればこのような子どもたちは必要なケアを得られるでしょう？
- ・彼らが通常の社会生活を送り、普通学級に参加するためには、どのような支援が必要でしょう？

わたしたち子どもは、第三国にいる難民または外国人である場合、
適切なケアと保護を受ける権利を持っています。

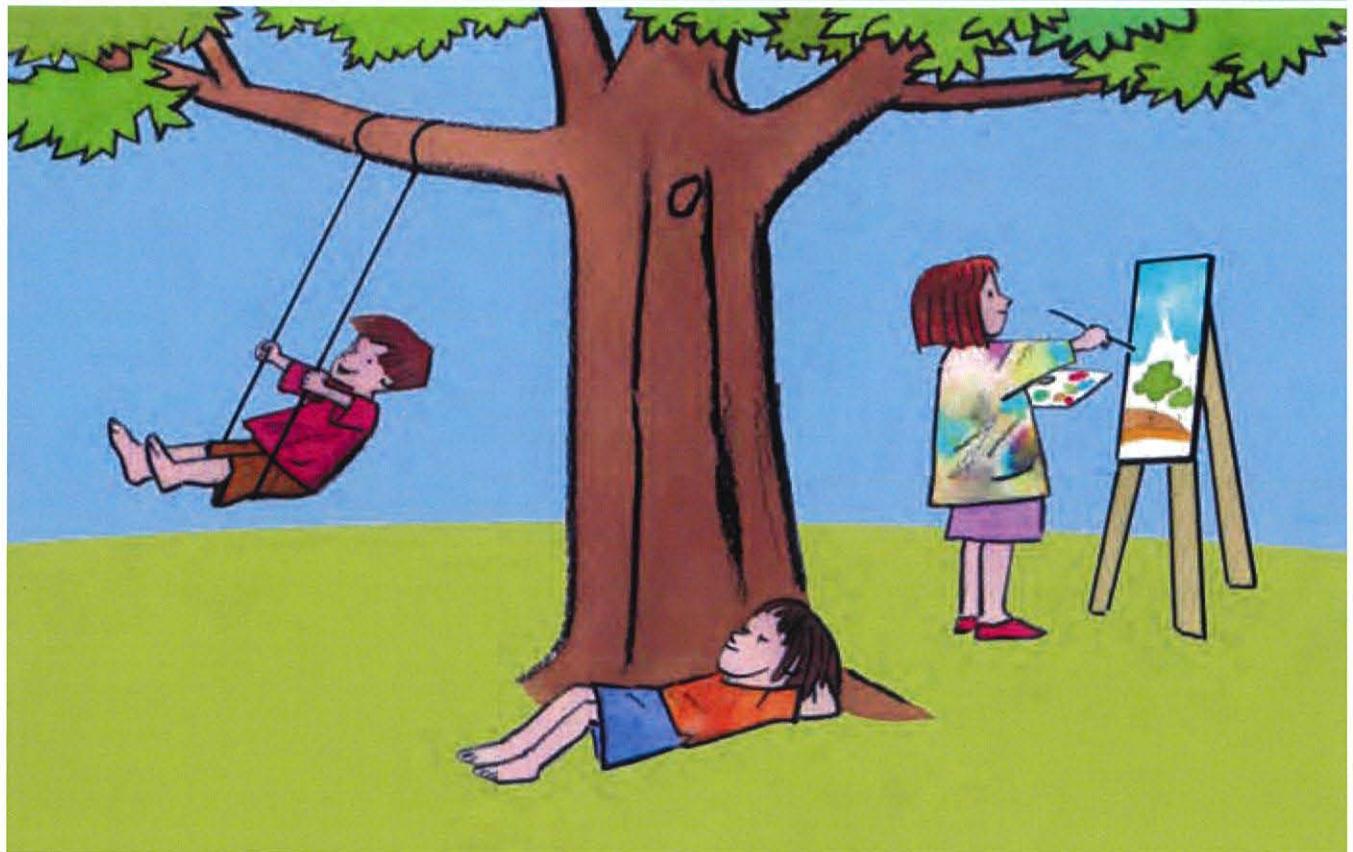


追加情報：(子どもの権利条約第20条、第22条)

使用できるアクティビティ：現在の情勢やメディアのニュースをもとにしたディスカッション

- ・難民、庇護申請者、外国人とは、どのような人たちでしょう？
- ・どのような人を知っていますか？ その人たちはどこから来ましたか？
- ・彼らが一番必要としていることは何でしょう？ 誰が、どのように助けることができるでしょう？
- ・私たちは、どのように彼らを助けることができるでしょう（もし、そのような人が来たら、あるいはすでに私たちの中にいるとしたら）？

わたしたち子どもは、休息し、遊び、レクリエーション活動に
参加する権利を持っています。

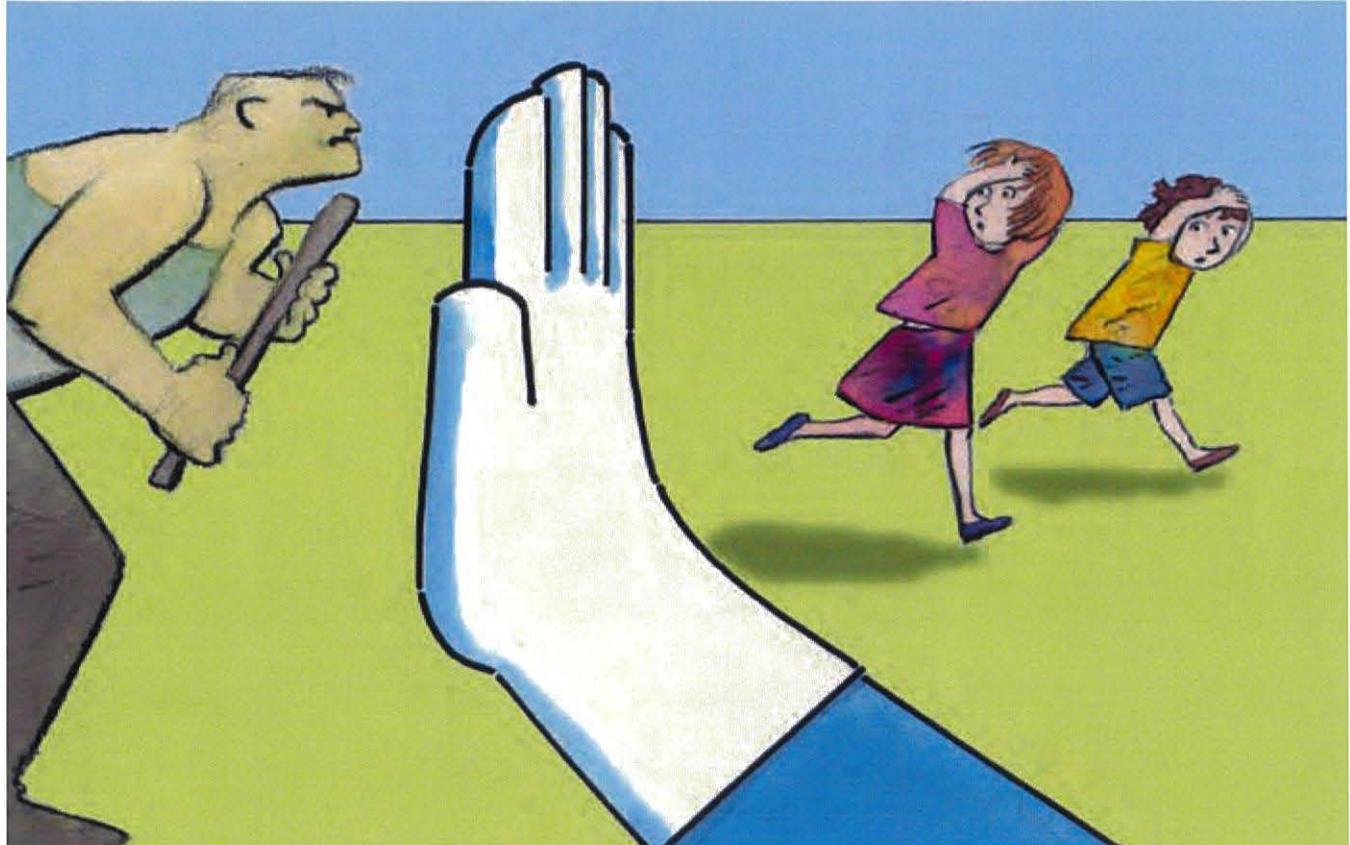


追加情報：(子どもの権利条約第31条)

使用できるアクティビティ：描画、ディスカッション、描画の展示（教室内、学校内など）

- ・子どもたちに、ひまなときにしたいと思っていることの絵を描かせます。
- ・一人ひとりが自分の絵をみんなに見せて、説明します。
- ・教師は子どもたちが大好きな活動を板書します。
- ・教師は、余暇とは何か、なぜそれが重要なものなのか、についてのディスカッションを導きます。

わたしたち子どもは、あらゆる形の暴力や虐待から
守られる権利を持っています。

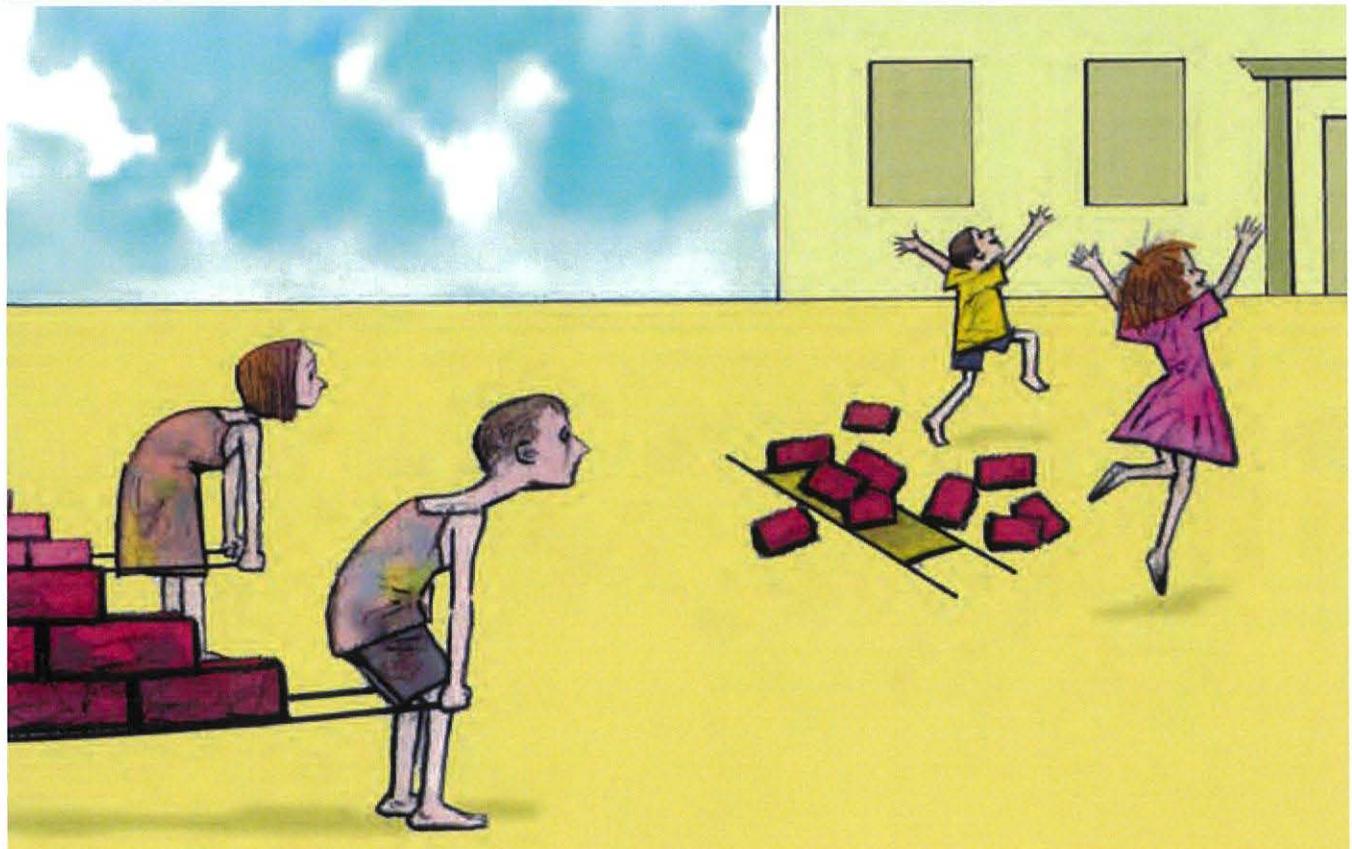


追加情報：(子どもの権利条約第33条・第34条・第35条・第36条・第37条・第38条)

使用できるアクティビティ：ディスカッション、ウォール・ライティング

- ・どのような種類の暴力を知っていますか（身体的な、心理的な）？
- ・暴力的な人はどのような人でしょう？被害者はどのような人でしょう？
- ・誰が、子どもたちを暴力から守るべきなのでしょう？

わたしたち子どもを安あがりの労働力として使うこと、特に学校に行かせないで働かせることはできません。



追加情報：(子どもの権利条約第32条)

教師は、家族の一員としての責任と結びついたお手伝いをすることと、搾取されることとの違いを、子どもたちがしっかり理解できるようにすべきです。

使用できるアクティビティ：ディスカッション

- ・子どもである皆さんは、家でお手伝いをしますか、どのような仕事をしますか？
- ・働かされているために学校に行っていない子どもを知っていますか？
- ・このような子どもたちが奪われているものは、何でしょう？

児童の権利に関する条約（子どもの権利条約）

前文

この条約の締約国は、国際連合憲章において宣言された原則によれば、人類社会のすべての構成員の固有の尊厳及び平等のかつ奪い得ない権利を認めることが世界における自由、正義及び平和の基礎を成すものであることを考慮し、国際連合加盟国の国民が、国際連合憲章において、基本的人権並びに人間の尊厳及び価値に関する信念を改めて確認し、かつ、一層大きな自由の中で社会的進歩及び生活水準の向上を促進することを決意したことに留意し、国際連合が、世界人権宣言及び人権に関する国際規約において、すべての人は人種、皮膚の色、性、言語、宗教、政治的意見その他の意見、国民的若しくは社会的出身、財産、出生又は他の地位等によるいかなる差別もなしに同宣言及び同規約に掲げるすべての権利及び自由を享有することができるることを宣言し及び合意したことと認め、国際連合が、世界人権宣言において、児童は特別な保護及び援助についての権利を享有することができることを想起し、家族が、社会の基礎的な集団として、並びに家族のすべての構成員、特に、児童の成長及び福祉のための自然な環境として、社会においてその責任を十分に引き受けができるよう必要な保護及び援助を与えられるべきであることを確信し、児童が、その人格の完全なかつ調和のとれた発達のため、家庭環境の下で幸福、愛情及び理解のある雰囲気の中で成長すべきであることを認め、児童が、社会において個人として生活するため十分な準備が整えられるべきであり、かつ、国際連合憲章において宣言された理想の精神並びに特に平和、尊厳、寛容、自由、平等及び連帯の精神に従って育てられるべきであることを考慮し、児童に対して特別な保護を与えることの必要性が、1924年の児童権利に関するジュネーヴ宣言及び1959年11月20日に国際連合総会で採択された児童の権利に関する宣言において述べられており、また、世界人権宣言、市民的及び政治的権利に関する国際規約（特に第23条及び第24条）、経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約（特に第10条）並びに児童の福祉に関する専門機関及び国際機関の規程及び関係文書において認められていることに留意し、児童の権利に関する宣言において示されているとおり「児童は、身体的及び精神的に未熟であるため、その出生の前後において、適当な法的保護を含む特別な保護及び世話を必要とする。」ことに留意し、国内の又は国際的な里親委託及び養子縁組を特に考慮した児童の保護及び福祉についての社会的及び法的な原則に関する宣言、少年司法の運用のための国際連合最低基準規則（北京規則）及び緊急事態及び武力紛争における女子及び児童の保護に関する宣言の規定を想起し、極めて困難な条件の下で生活している児童が世界のすべての国に存在すること、また、このような児童が特別の配慮を必要としていることを認め、児童の保護及び調和のとれた発達のために各人民の伝統及び文化的価値が有する重要性を十分に考慮し、あらゆる国特に開発途上国における児童の生活条件を改善するために国際協力が重要であることを認めて、次のとおり協定した。

第1部

第1条

この条約の適用上、児童とは、18歳未満のすべての者をいう。ただし、当該児童で、その者に適用される法律により早く成年に達したものを除く。

第2条

1 締約国は、その管轄の下にある児童に対し、児童又はその父母若しくは法定保護者の人種、皮膚の色、性、言語、宗教、政治的意見その他の意見、国民的、種族的若

しくは社会的出身、財産、心身障害、出生又は他の地位にかかわらず、いかなる差別もなしにこの条約に定める権利を尊重し、及び確保する。

2 締約国は、児童がその父母、法定保護者又は家族の構成員の地位、活動、表明した意見又は信念によるあらゆる形態の差別又は処罰から保護されることを確保するためのすべての適当な措置をとる。

第3条

1 児童に関するすべての措置をとるに当たっては、公的若しくは私的な社会福祉、施設、裁判所、行政当局又は立法機関のいずれによって行われるものであっても、児童の最善の利益が主として考慮されるものとする。

2 締約国は、児童の父母、法定保護者又は児童について法的に責任を有する他の者の権利及び義務を考慮に入れて、児童の福祉に必要な保護及び養護を確補することを約束し、このため、すべての適当な立法上及び行政上の措置をとる。

3 締約国は、児童の養護又は保護のための施設、役務の提供及び設備が、特に安全及び健康の分野に関し並びにこれらの職員の数及び適格性並びに適正な監督に関し権限のある当局の設定した基準に適合することを確保する。

第4条

締約国は、この条約において認められる権利の実現のため、すべての適当な立法措置、行政措置その他の措置を講ずる。締約国は、経済的、社会的及び文化的権利に関しては、自国における利用可能な手段の最大限の範囲内で、また、必要な場合には国際協力の枠内で、これらの措置を講ずる。

第5条

締約国は、児童がこの条約において認められる権利を行使するに当たり、父母若しくは場合により地方の慣習により定められている大家族若しくは共同体の構成員、法定保護者又は児童について法的に責任を有する他の者がその児童の発達しつつある能力に適合する方法で適当な指示及び指導を与える責任、権利及び義務を尊重する。

第6条

1 締約国は、すべての児童が生命に対する固有の権利を有することを認める。

2 締約国は、児童の生存及び発達を可能な最大限の範囲において確保する。

第7条

1 児童は、出生の後直ちに登録される。児童は、出生の時から氏名を有する権利及び国籍を取得する権利を有するものとし、また、できる限りその父母を知りかつその父母によって養育される権利を有する。

2 締約国は、特に児童が無国籍となる場合を含めて、国内法及びこの分野における関連する国際文書に基づく自国の義務に従い、1の権利の実現を確保する。

第8条

1 締約国は、児童が法律によって認められた国籍、氏名及び家族関係を含むその身元関係事項について不法に干渉されることなく保持する権利を尊重することを約束する。

2 締約国は、児童がその身元関係事項の一部又は全部を不法に奪われた場合には、その身元関係事項を速やかに回復するため、適当な援助及び保護を与える。

第9条

1 締約国は、児童がその父母の意思に反してその父母から分離されないことを確保する。ただし、権限のある当局が司法の審査に従うことを条件として適用のある法律及び手続に従いその分離が児童の最善の利益のために必要であると決定する場合は、この限りでない。このような決定は、父母が児童を虐待し若しくは放置する場合又は

父母が別居しており児童の居住地を決定しなければならない場合のような特定の場合において必要となることがある。

2 すべての関係当事者は、1の規定に基づくいかなる手続においても、その手続に参加しあつ自己の意見を述べる機会を有する。

3 締約国は、児童の最善の利益に反する場合を除くほか、父母の一方又は双方から分離されている児童が定期的に父母のいずれとも人的な関係及び直接の接触を維持する権利を尊重する。

4 3の分離が、締約国がとった父母の一方若しくは双方又は児童の抑留、拘禁、追放、退去強制、死亡（その者が当該締約国により身体を拘束されている間に何らかの理由により生じた死亡を含む。）等のいずれかの措置に基づく場合には、当該締約国は、要請に応じ、父母、児童又は適当な場合には家族の他の構成員に対し、家族のうち不在となっている者の所在に関する重要な情報を提供する。ただし、その情報の提供が児童の福祉を害する場合は、この限りでない。締約国は、更に、その要請の提出自体が関係者に悪影響を及ぼさないことを確保する。

第10条

1 前条1の規定に基づく締約国の義務に従い、家族の再統合を目的とする児童又はその父母による締約国への入国又は締約国からの出国の申請については、締約国が積極的、人道的かつ迅速な方法で取り扱う。締約国は、更に、その申請の提出が申請者及びその家族の構成員に悪影響を及ぼさないことを確保する。

2 父母と異なる国に居住する児童は、例外的な事情がある場合を除くほか定期的に父母との人的な関係及び直接の接触を維持する権利を有する。このため、前条1の規定に基づく締約国の義務に従い、締約国は、児童及びその父母がいずれの国（自国を含む。）からも出国し、かつ、自国に入国する権利を尊重する。

出国する権利は、法律で定められ、国の安全、公の秩序、公衆の健康若しくは道徳又は他の者の権利及び自由を保護するために必要であり、かつ、この条約において認められる他の権利と両立する制限にのみ従う。

第11条

1 締約国は、児童が不法に国外へ移送されることを防止し及び国外から帰還することできない事態を除去するための措置を講ずる。

2 このため、締約国は、二国間若しくは多数国間の協定の締結又は現行の協定への加入を促進する。

第12条

1 締約国は、自己の意見を形成する能力のある児童がその児童に影響を及ぼすすべての事項について自由に自己の意見を表明する権利を確保する。この場合において、児童の意見は、その児童の年齢及び成熟度に従って相応に考慮されるものとする。

2 このため、児童は、特に、自己に影響を及ぼすあらゆる司法上及び行政上の手続において、国内法の手続規則に合致する方法により直接に又は代理人若しくは適当な団体を通じて聴取される機会を与えられる。

第13条

1 児童は、表現の自由についての権利を有する。この権利には、口頭、手書き若しくは印刷、芸術の形態又は自ら選択する他の方法により、国境とのかかわりなく、あらゆる種類の情報及び考えを求め、受け及び伝える自由を含む。

2 1の権利の行使については、一定の制限を課すことができる。ただし、その制限は、法律によって定められ、かつ、次の目的のために必要とされるものに限る。

(a) 他の者の権利又は信用の尊重

(b) 国の安全、公の秩序又は公衆の健康若しくは道徳の保護

第14条

- 1 締約国は、思想、良心及び宗教の自由についての児童の権利を尊重する。
- 2 締約国は、児童が1の権利を行使するに当たり、父母及び場合により法定保護者が児童に対しその発達しつつある能力に適合する方法で指示を与える権利及び義務を尊重する。
- 3 宗教又は信念を表明する自由については、法律で定める制限であって公共の安全、公の秩序、公衆の健康若しくは道徳又は他の者の基本的な権利及び自由を保護するために必要なもののみを課すことができる。

第15条

- 1 締約国は、結社の自由及び平和的な集会の自由についての児童の権利を認める。
- 2 1の権利の行使については、法律で定める制限であって国の安全若しくは公共の安全、公の秩序、公衆の健康若しくは道徳の保護又は他の者の権利及び自由の保護のため民主的社会において必要なもの以外のいかなる制限も課すことができない。

第16条

- 1 いかなる児童も、その私生活、家族、住居若しくは通信に対して恣意的に若しくは不法に干渉され又は名誉及び信用を不法に攻撃されない。
- 2 児童は、1の干渉又は攻撃に対する法律の保護を受ける権利を有する。

第17条

締約国は、大衆媒体（マス・メディア）の果たす重要な機能を認め、児童が国内外の多様な情報源からの情報及び資料、特に児童の社会面、精神面及び道徳面の福祉並びに心身の健康の促進を目的とした情報及び資料を利用することができることを確保する。このため、締約国は、

- (a) 児童にとって社会面及び文化面において有益であり、かつ、第29条の精神に沿う情報及び資料を大衆媒体（マス・メディア）が普及させるよう奨励する。
- (b) 国の内外の多様な情報源（文化的にも多様な情報源を含む。）からの情報及び資料の作成、交換及び普及における国際協力を奨励する。
- (c) 児童用書籍の作成及び普及を奨励する。
- (d) 少数集団に属し又は原住民である児童の言語上の必要性について大衆媒体（マス・メディア）が特に考慮するよう奨励する。
- (e) 第13条及び次条の規定に留意して、児童の福祉に有害な情報及び資料から児童を保護するための適当な指針を発展させることを奨励する。

第18条

- 1 締約国は、児童の養育及び発達について父母が共同の責任を有するという原則についての認識を確保するために最善の努力を払う。父母又は場合により法定保護者は、児童の養育及び発達についての第一義的な責任を有する。児童の最善の利益は、これらの者の基本的な関心事項となるものとする。
- 2 締約国は、この条約に定める権利を保障し及び促進するため、父母及び法定保護者が児童の養育についての責任を遂行するに当たりこれらの者に対して適当な援助を与えるものとし、また、児童の養護のための施設、設備及び役務の提供の発展を確保する。
- 3 締約国は、父母が働いている児童が利用する資格を有する児童の養護のための役務の提供及び設備からその児童が便宜を受ける権利を有することを確保するためのすべての適当な措置をとる。

第19条

1 締約国は、児童が父母、法定保護者又は児童を監護する他の者による監護を受けている間において、あらゆる形態の身体的若しくは精神的な暴力、傷害若しくは虐待、放置若しくは怠慢な取扱い、不当な取扱い又は搾取（性的虐待を含む。）からその児童を保護するためすべての適当な立法上、行政上、社会上及び教育上の措置をとる。

2 1の保護措置には、適当な場合には、児童及び児童を監護する者のために必要な援助を与える社会的計画の作成その他の形態による防止のための効果的な手続並びに1に定める児童の不当な取扱いの事件の発見、報告、付託、調査、処置及び事後措置並びに適当な場合には司法の関与に関する効果的な手続を含むものとする。

第20条

1 一時的若しくは恒久的にその家庭環境を奪われた児童又は児童自身の最善の利益にかんがみその家庭環境にとどまることが認められない児童は、国が与える特別の保護及び援助を受ける権利を有する。

2 締約国は、自国の国内法に従い、1の児童のための代替的な監護を確保する。

3 2の監護には、特に、里親委託、イスラム法のカファーラ、養子縁組又は必要な場合には児童の監護のための適当な施設への収容を含むことができる。解決策の検討に当たっては、児童の養育において継続性が望ましいこと並びに児童の種族的、宗教的、文化的及び言語的な背景について、十分な考慮を払うものとする。

第21条

養子縁組の制度を認め又は許容している締約国は、児童の最善の利益について最大の考慮が払われるることを確保するものとし、また、

(a) 児童の養子縁組が権限のある当局によってのみ認められることを確保する。この場合において、当該権限のある当局は、適用のある法律及び手続に従い、かつ、信頼し得るすべての関連情報に基づき、養子縁組が父母、親族及び法定保護者に関する児童の状況にかんがみ許容されること並びに必要な場合には、関係者が所要のカウンセリングに基づき養子縁組について事情を知らされた上で同意を与えていることを認定する。

(b) 児童がその出身国内において里親若しくは養家に託され又は適切な方法で監護を受けることができない場合には、これに代わる児童の監護の手段として国際的な養子縁組を考慮することができるることを認める。

(c) 国際的な養子縁組が行われる児童が国内における養子縁組の場合における保護及び基準と同等のものを享受することを確保する。

(d) 国際的な養子縁組において当該養子縁組が関係者に不当な金銭上の利得をもたらすがないことを確保するためのすべての適当な措置をとる。

(e) 適当な場合には、二国間又は多数国間の取極又は協定を締結することによりこの条の目的を促進し、及びこの枠組みの範囲内で他国における児童の養子縁組が権限のある当局又は機関によって行われることを確保するよう努める。

第22条

1 締約国は、難民の地位を求めている児童又は適用のある国際法及び国際的な手続若しくは国内法及び国内的な手続に基づき難民と認められている児童が、父母又は他の者に付き添われているかいないかを問わず、この条約及び自国が締約国となっている人権又は人道に関する他の国際文書に定める権利であって適用のあるものの享受に当たり、適当な保護及び人道的援助を受けることを確保するための適当な措置をとる。

2 このため、締約国は、適当と認める場合には、1の児童を保護し及び援助するため、並びに難民の児童の家族との再統合に必要な情報を得ることを目的としてその難民の児童の父母又は家族の他の構成員を捜すため、国際連合及びこれと協力する他の

権限のある政府間機関又は関係非政府機関による努力に協力する。その難民の児童は、父母又は家族の他の構成員が発見されない場合には、何らかの理由により恒久的又は一時的にその家庭環境を奪われた他の児童と同様にこの条約に定める保護が与えられる。

第23条

1 締約国は、精神的又は身体的な障害を有する児童が、その尊厳を確保し、自立を促進し及び社会への積極的な参加を容易にする条件の下で十分かつ相応な生活を享受すべきであることを認める。

2 締約国は、障害を有する児童が特別の養護についての権利を有することを認めるものとし、利用可能な手段の下で、申込みに応じた、かつ、当該児童の状況及び父母又は当該児童を養護している他の者の事情に適した援助を、これを受ける資格を有する児童及びこのような児童の養護について責任を有する者に与えることを奨励し、かつ、確保する。

3 障害を有する児童の特別な必要を認めて、2の規定に従って与えられる援助は、父母又は当該児童を養護している他の者の資力を考慮して可能な限り無償で与えられるものとし、かつ、障害を有する児童が可能な限り社会への統合及び個人の発達（文化的及び精神的な発達を含む。）を達成することに資する方法で当該児童が教育、訓練、保健サービス、リハビリテーション・サービス、雇用のための準備及びレクリエーションの機会を実質的に利用し及び享受することができるように行われるものとする。

4 締約国は、国際協力の精神により、予防的な保健並びに障害を有する児童の医学的、心理学的及び機能的治療の分野における適当な情報の交換（リハビリテーション、教育及び職業サービスの方法に関する情報の普及及び利用を含む。）であってこれらの分野における自国的能力及び技術を向上させ並びに自国の経験を広げることができるようにすることを目的とするものを促進する。これに関しては、特に、開発途上国の必要を考慮する。

第24条

1 締約国は、到達可能な最高水準の健康を享受すること並びに病気の治療及び健康の回復のための便宜を与えられることについての児童の権利を認める。締約国は、いかなる児童もこのような保健サービスを利用する権利が奪われないことを確保するために努力する。

2 締約国は、1の権利の完全な実現を追求するものとし、特に、次のことのための適当な措置をとる。

- (a) 幼児及び児童の死亡率を低下させること。
- (b) 基礎的な保健の発展に重点を置いて必要な医療及び保健をすべての児童に提供することを確保すること。
- (c) 環境汚染の危険を考慮に入れて、基礎的な保健の枠組みの範囲内で行われることを含めて、特に容易に利用可能な技術の適用により並びに十分に栄養のある食物及び清潔な飲料水の供給を通じて、疾病及び栄養不良と闘うこと。
- (d) 母親のための産前産後の適当な保健を確保すること。
- (e) 社会のすべての構成員特に父母及び児童が、児童の健康及び栄養、母乳による育児の利点、衛生（環境衛生を含む。）並びに事故の防止についての基礎的な知識について、情報を提供され、教育を受ける機会を有し及びその知識の使用について支援されることを確保すること。
- (f) 予防的な保健、父母のための指導並びに家族計画に関する教育及びサービスを発展させること。

3 締約国は、児童の健康を害するような伝統的な慣行を廃止するため、効果的かつ適當なすべての措置をとる。

4 締約国は、この条において認められる権利の完全な実現を漸進的に達成するため、国際協力を促進し及び奨励することを約束する。これに関しては、特に、開発途上国の必要を考慮する。

第25条

締約国は、児童の身体又は精神の養護、保護又は治療を目的として権限のある当局によって収容された児童に対する処遇及びその収容に関連する他のすべての状況に関する定期的な審査が行われることについての児童の権利を認める。

第26条

1 締約国は、すべての児童が社会保険その他の社会保障からの給付を受ける権利を認めるものとし、自国の国内法に従い、この権利の完全な実現を達成するための必要な措置をとる。

2 1の給付は、適当な場合には、児童及びその扶養について責任を有する者の資力及び事情並びに児童によって又は児童に代わって行われる給付の申請に関する他のすべての事項を考慮して、与えられるものとする。

第27条

1 締約国は、児童の身体的、精神的、道徳的及び社会的な発達のための相当な生活水準についてのすべての児童の権利を認める。

2 父母又は児童について責任を有する他の者は、自己の能力及び資力の範囲内で、児童の発達に必要な生活条件を確保することについての第一義的な責任を有する。

3 締約国は、国内事情に従い、かつ、その能力の範囲内で、1の権利の実現のため、父母及び児童について責任を有する他の者を援助するための適当な措置をとるものとし、また、必要な場合には、特に栄養、衣類及び住居について、物的援助及び支援計画を提供する。

4 締約国は、父母又は児童について金銭上の責任を有する他の者から、児童の扶養料を自国内で及び外国から、回収することを確保するためのすべての適当な措置をとる。特に、児童について金銭上の責任を有する者が児童と異なる国に居住している場合には、締約国は、国際協定への加入又は国際協定の締結及び他の適当な取決めの作成を促進する。

第28条

1 締約国は、教育についての児童の権利を認めるものとし、この権利を漸進的にかつ機会の平等を基礎として達成するため、特に、

(a) 初等教育を義務的なものとし、すべての者に対して無償のものとする。

(b) 種々の形態の中等教育（一般教育及び職業教育を含む。）の発展を奨励し、すべての児童に対し、これらの中等教育が利用可能であり、かつ、これらを利用する機会が与えられるものとし、例えば、無償教育の導入、必要な場合における財政的援助の提供のような適当な措置をとる。

(c) すべての適当な方法により、能力に応じ、すべての者に対して高等教育を利用する機会が与えられるものとする。

(d) すべての児童に対し、教育及び職業に関する情報及び指導が利用可能であり、かつ、これらを利用する機会が与えられるものとする。

(e) 定期的な登校及び中途退学率の減少を奨励するための措置をとる。

2 締約国は、学校の規律が児童の人間の尊厳に適合する方法で及びこの条約に従つて運用されることを確保するためのすべての適当な措置をとる。

3 締約国は、特に全世界における無知及び非識字の廃絶に寄与し並びに科学上及び技術上の知識並びに最新の教育方法の利用を容易にするため、教育に関する事項についての国際協力を促進し、及び奨励する。これに関しては、特に、開発途上国の必要を考慮する。

第29条

1 締約国は、児童の教育が次のことを指向すべきことに同意する。

(a) 児童の人格、才能並びに精神的及び身体的な能力をその可能な最大限度まで発達させること。

(b) 人権及び基本的自由並びに国際連合憲章にうたう原則の尊重を育成すること。

(c) 児童の父母、児童の文化的同一性、言語及び価値観、児童の居住国及び出身国の国民的価値観並びに自己の文明と異なる文明に対する尊重を育成すること。

(d) すべての人民の間の、種族的、国民的及び宗教的集団の間の並びに原住民である者の理解、平和、寛容、両性の平等及び友好の精神に従い、自由な社会における責任ある生活のために児童に準備させること。

(e) 自然環境の尊重を育成すること。

2 この条又は前条のいかなる規定も、個人及び団体が教育機関を設置し及び管理する自由を妨げるものと解してはならない。ただし、常に、1に定める原則が遵守されること及び当該教育機関において行われる教育が国によって定められる最低限度の基準に適合することを条件とする。

第30条

種族的、宗教的若しくは言語的少数民族又は原住民である者が存在する国において、当該少数民族に属し又は原住民である児童は、その集団の他の構成員とともに自己の文化を享有し、自己の宗教を信仰しあつ実践し又は自己の言語を使用する権利を否定されない。

第31条

1 締約国は、休息及び余暇についての児童の権利並びに児童がその年齢に適した遊び及びレクリエーションの活動を行い並びに文化的な生活及び芸術に自由に参加する権利を認める。

2 締約国は、児童が文化的及び芸術的な生活に十分に参加する権利を尊重しあつ促進するものとし、文化的及び芸術的な活動並びにレクリエーション及び余暇の活動のための適當かつ平等な機会の提供を奨励する。

第32条

1 締約国は、児童が経済的な搾取から保護され及び危険となり若しくは児童の教育の妨げとなり又は児童の健康若しくは身体的、精神的、道徳的若しくは社会的な発達に有害となるおそれのある労働への従事から保護される権利を認める。

2 締約国は、この条の規定の実施を確保するための立法上、行政上、社会上及び教育上の措置をとる。このため、締約国は、他の国際文書の関連規定を考慮して、特に、

(a) 雇用が認められるための1又は2以上の最低年齢を定める。

(b) 労働時間及び労働条件についての適當な規則を定める。

(c) この条の規定の効果的な実施を確保するための適當な罰則その他の制裁を定める。

第33条

締約国は、関連する国際条約に定義された麻薬及び向精神薬の不正な使用から児童を保護し並びにこれらの物質の不正な生産及び取引における児童の使用を防止するため

の立法上、行政上、社会上及び教育上の措置を含むすべての適当な措置をとる。

第34条

締約国は、あらゆる形態の性的搾取及び性的虐待から児童を保護することを約束する。このため、締約国は、特に、次のことを防止するためのすべての適当な国内、二国間及び多数国間の措置をとる。

- (a) 不法な性的な行為を行うことを児童に対して勧誘し又は強制すること。
- (b) 売春又は他の不法な性的な業務において児童を搾取的に使用すること。
- (c) わいせつな演技及び物において児童を搾取的に使用すること。

第35条

締約国は、あらゆる目的のための又はあらゆる形態の児童の誘拐、売買又は取引を防止するためのすべての適当な国内、二国間及び多数国間の措置をとる。

第36条

締約国は、いずれかの面において児童の福祉を害する他のすべての形態の搾取から児童を保護する。

第37条

締約国は、次のことを確保する。

- (a) いかなる児童も、拷問又は他の残酷な、非人道的な若しくは品位を傷つける取扱い若しくは刑罰を受けないこと。死刑又は釈放の可能性がない終身刑は、十八歳未満の者が行った犯罪について科さないこと。
- (b) いかなる児童も、不法に又は恣意的にその自由を奪われないこと。児童の逮捕、抑留又は拘禁は、法律に従って行うものとし、最後の解決手段として最も短い適当な期間のみ用いること。
- (c) 自由を奪われたすべての児童は、人道的に、人間の固有の尊厳を尊重して、かつ、その年齢の者の必要を考慮した方法で取り扱われること。特に、自由を奪われたすべての児童は、成人とは分離されないことがその最善の利益であると認められない限り成人とは分離されるものとし、例外的な事情がある場合を除くほか、通信及び訪問を通じてその家族との接触を維持する権利を有すること。
- (d) 自由を奪われたすべての児童は、弁護人その他適当な援助を行う者と速やかに接觸する権利を有し、裁判所その他の権限のある、独立の、かつ、公平な当局においてその自由の剥奪の合法性を争い並びにこれについての決定を速やかに受ける権利を有すること。

第38条

1 締約国は、武力紛争において自国に適用される国際人道法の規定で児童に關係を有するものを尊重し及びこれらの規定の尊重を確保することを約束する。

2 締約国は、15歳未満の者が敵対行為に直接参加しないことを確保するためのすべての実行可能な措置をとる。

3 締約国は、15歳未満の者を自国の軍隊に採用することを差し控えるものとし、また、15歳以上18歳未満の者の中から採用するに当たっては、最年長者を優先させるよう努める。

4 締約国は、武力紛争において文民を保護するための国際人道法に基づく自国の義務に従い、武力紛争の影響を受ける児童の保護及び養護を確保するためのすべての実行可能な措置をとる。

第39条

締約国は、あらゆる形態の放置、搾取若しくは虐待、拷問若しくは他のあらゆる形態の残酷な、非人道的な若しくは品位を傷つける取扱い若しくは刑罰又は武力紛争によ

る被害者である児童の身体的及び心理的な回復及び社会復帰を促進するためのすべての適当な措置をとる。このような回復及び復帰は、児童の健康、自尊心及び尊厳を育成する環境において行われる。

第40条

1 締約国は、刑法を犯したと申し立てられ、訴追され又は認定されたすべての児童が尊厳及び価値についての当該児童の意識を促進させるような方法であって、当該児童が他の者の人権及び基本的自由を尊重することを強化し、かつ、当該児童の年齢を考慮し、更に、当該児童が社会に復帰し及び社会において建設的な役割を担うことになるべく促進されることを配慮した方法により取り扱われる権利を認める。

2 このため、締約国は、国際文書の関連する規定を考慮して、特に次のことを確保する。

(a) いかなる児童も、実行の時に国内法又は国際法により禁じられていなかった作為又は不作為を理由として刑法を犯したと申し立てられ、訴追され又は認定されないこと。

(b) 刑法を犯したと申し立てられ又は訴追されたすべての児童は、少なくとも次の保障を受けること。

(c) 法律に基づいて有罪とされるまでは無罪と推定されること。

(d) 速やかにかつ直接に、また、適当な場合には当該児童の父母又は法定保護者を通じてその罪を告げられること並びに防衛の準備及び申立てにおいて弁護人その他適当な援助を行う者を持つこと。

(e) 事案が権限のある、独立の、かつ、公平な当局又は司法機関により法律に基づく公正な審理において、弁護人その他適当な援助を行う者の立会い及び、特に当該児童の年齢又は境遇を考慮して児童の最善の利益にならないと認められる場合を除くほか、当該児童の父母又は法定保護者の立会いの下に遅滞決定されること。

(f) 供述又は有罪の自白を強要されること。不利な証人を尋問し又はこれに対し尋問させること並びに対等の条件で自己のための証人の出席及びこれに対する尋問を求める。

(g) 刑法を犯したと認められた場合には、その認定及びその結果科せられた措置について、法律に基づき、上級の、権限のある、独立の、かつ、公平な当局又は司法機関によって再審理されること。

(h) 使用される言語を理解すること又は話すことができない場合には、無料で通訳の援助を受けること。

(i) 手続のすべての段階において当該児童の私生活が十分に尊重されること。

3 締約国は、刑法を犯したと申し立てられ、訴追され又は認定された児童に特別に適用される法律及び手続の制定並びに当局及び施設の設置を促進するよう努めるものとし、特に、次のことを行う。

(a) その年齢未満の児童は刑法を犯す能力を有しないと推定される最低年齢を設定すること。

(b) 適当なかつ望ましい場合には、人権及び法的保護が十分に尊重されていることを条件として、司法上の手続に訴えることなく当該児童を取り扱う措置をとること。

4 児童がその福祉に適合し、かつ、その事情及び犯罪の双方に応じた方法で取り扱われることを確保するため、保護、指導及び監督命令、カウンセリング、保護観察、里親委託、教育及び職業訓練計画、施設における養護に代わる他の措置等の種々の処置が利用し得るものとする。

第41条

この条約のいかなる規定も、次のものに含まれる規定であって児童の権利の実現に一層貢献するものに影響を及ぼすものではない。

- (a) 締約国の法律
- (b) 締約国について効力を有する国際法

第2部

第42条

締約国は、適當かつ積極的な方法でこの条約の原則及び規定を成人及び児童のいずれにも広く知らせることを約束する。

第43条

1 この条約において負う義務の履行の達成に関する締約国による進捗の状況を審査するため、児童の権利に関する委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

委員会は、この部に定める任務を行う。

2 委員会は、徳望が高く、かつ、この条約が対象とする分野において能力を認められた10人の専門家で構成する。委員会の委員は、締約国の国民の中から締約国により選出されるものとし、個人の資格で職務を遂行する。その選出に当たっては、衡平な地理的配分及び主要な法体系を考慮に入る。（※1995年12月12日、「10人」を「18人」に改める改正が採択され2002年11月18日に同改正は発効した。）

3 委員会の委員は、締約国により指名された者の名簿の中から秘密投票により選出される。各締約国は、自国民の中から一人を指名することができる。

4 委員会の委員の最初の選挙は、この条約の効力発生の日の後6箇月以内に行うものとし、その後の選挙は、2年ごとに行う。

国際連合事務総長は、委員会の委員の選挙の日の遅くとも4箇月前までに、締約国に対し、自国が指名する者の氏名を2箇月以内に提出するよう書簡で要請する。

その後、同事務総長は、指名された者のアルファベット順による名簿（これらの者を指名した締約国名を表示した名簿とする。）を作成し、この条約の締約国に送付する。

5 委員会の委員の選挙は、国際連合事務総長により国際連合本部に招集される締約国の会合において行う。これらの会合は、締約国の3分の2をもって定足数とする。これらの会合においては、出席しかつ投票する締約国の代表によって投じられた票の最多数で、かつ、過半数の票を得た者をもって委員会に選出された委員とする。

6 委員会の委員は、4年の任期で選出される。委員は、再指名された場合には、再選される資格を有する。最初の選挙において選出された委員のうち5人の委員の任期は、2年で終了するものとし、これらの5人の委員は、最初の選挙の後直ちに、最初の選挙が行われた締約国の会合の議長によりくじ引で選ばれる。

7 委員会の委員が死亡し、辞任し又は他の理由のため委員会の職務を遂行することができなくなったことを宣言した場合には、当該委員を指名した締約国は、委員会の承認を条件として自国民の中から残余の期間職務を遂行する他の専門家を任命する。

8 委員会は、手続規則を定める。

9 委員会は、役員を2年の任期で選出する。

10 委員会の会合は、原則として、国際連合本部又は委員会が決定する他の適当な場所において開催する。委員会は、原則として毎年1回会合する。委員会の会合の期間は、国際連合総会の承認を条件としてこの条約の締約国の会合において決定し、必要な場合には、再検討する。

11 国際連合事務総長は、委員会がこの条約に定める任務を効果的に遂行するために必要な職員及び便益を提供する。

12 この条約に基づいて設置する委員会の委員は、国際連合総会が決定する条件に従

い、同総会の承認を得て、国際連合の財源から報酬を受ける。

第44条

1 締約国は、

(a) 当該締約国についてこの条約が効力を生ずる時から2年以内に、

(b) その後は5年ごとに、この条約において認められる権利の実現のためにとった措置及びこれらの権利の享受についてもたらされた進歩に関する報告を国際連合事務総長を通じて委員会に提出することを約束する。

2 この条の規定により行われる報告には、この条約に基づく義務の履行の程度に影響を及ぼす要因及び障害が存在する場合には、これらの要因及び障害を記載する。当該報告には、また、委員会が当該国における条約の実施について包括的に理解するために十分な情報を含める。

3 委員会に対して包括的な最初の報告を提出した締約国は、(b) の規定に従って提出するその後の報告においては、既に提供した基本的な情報を繰り返す必要はない。

4 委員会は、この条約の実施に関連する追加の情報を締約国に要請することができる。

5 委員会は、その活動に関する報告を経済社会理事会を通じて2年ごとに国際連合総会に提出する。

6 締約国は、1の報告を自国において公衆が広く利用できるようにする。

第45条

この条約の効果的な実施を促進し及びこの条約が対象とする分野における国際協力を奨励するため、

(a) 専門機関及び国際連合児童基金その他の国際連合の機関は、その任務の範囲内にある事項に関するこの条約の規定の実施についての検討に際し、代表を出す権利を有する。委員会は、適當と認める場合には、専門機関及び国際連合児童基金その他の権限のある機関に対し、これらの機関の任務の範囲内にある事項に関するこの条約の実施について専門家の助言を提供するよう要請することができる。委員会は、専門機関及び国際連合児童基金その他の国際連合の機関に対し、これらの機関の任務の範囲内にある事項に関するこの条約の実施について報告を提出するよう要請することができる。

(b) 委員会は、適當と認める場合には、技術的な助言若しくは援助の要請を含んでおり又はこれらの必要性を記載している締約国からのすべての報告を、これらの要請又は必要性の記載に関する委員会の見解及び提案がある場合は当該見解及び提案とともに、専門機関及び国際連合児童基金その他の権限のある機関に送付する。

(c) 委員会は、国際連合総会に対し、国際連合事務総長が委員会のために児童の権利に関連する特定の事項に関する研究を行うよう同事務総長に要請することを勧告することができる。

(d) 委員会は、前条及びこの条の規定により得た情報に基づく提案及び一般的な性格を有する勧告を行うことができる。これらの提案及び一般的な性格を有する勧告は、関係締約国に送付し、締約国から意見がある場合にはその意見とともに国際連合総会に報告する。

第3部

第46条

この条約は、すべての国による署名のために開放しておく。

第47条

この条約は、批准されなければならない。批准書は、国際連合事務総長に寄託する。

第48条

この条約は、すべての国による加入のために開放しておく。加入書は、国際連合事務総長に寄託する。

第49条

1 この条約は、20番目の批准書又は加入書が国際連合事務総長に寄託された日の後30日目に効力を生ずる。

2 この条約は、20番目の批准書又は加入書が寄託された後に批准し又は加入する国については、その批准書又は加入書が寄託された日の後30日目に効力を生ずる。

第50条

1 いずれの締約国も、改正を提案し及び改正案を国際連合事務総長に提出することができます。同事務総長は、直ちに、締約国に対し、その改正案を送付するものとし、締約国による改正案の審議及び投票のための締約国の会議の開催についての賛否を示すよう要請する。その送付の日から4箇月以内に締約国の3分の1以上が会議の開催に賛成する場合には、同事務総長は、国際連合の主催の下に会議を招集する。会議において出席しかつ投票する締約国の過半数によって採択された改正案は、承認のため、国際連合総会に提出する。

2 1の規定により採択された改正は、国際連合総会が承認し、かつ、締約国の3分の2以上の多数が受諾した時に、効力を生ずる。

3 改正は、効力を生じたときは、改正を受諾した締約国を拘束するものとし、他の締約国は、改正前のこの条約の規定（受諾した従前の改正を含む。）により引き続き拘束される。

第51条

1 国際連合事務総長は、批准又は加入の際に行われた留保の書面を受領し、かつ、すべての国に送付する。

2 この条約の趣旨及び目的と両立しない留保は、認められない。

3 留保は、国際連合事務総長にあてた通告によりいつでも撤回することができるものとし、同事務総長は、その撤回をすべての国に通報する。このようにして通報された通告は、同事務総長により受領された日に効力を生ずる。

第52条

締約国は、国際連合事務総長に対して書面による通告を行うことにより、この条約を廃棄することができる。廃棄は、同事務総長がその通告を受領した日の後1年で効力を生ずる。

第53条

国際連合事務総長は、この条約の寄託者として指名される。

第54条

アラビア語、中国語、英語、フランス語、ロシア語及びスペイン語をひとしく正文とするこの条約の原本は、国際連合事務総長に寄託する。

以上の証拠として、下名の全権委員は、各自の政府から正当に委任を受けてこの条約に署名した。

子どもの権利と人権に関する教育のための追加資料

欧州評議会 (<http://www.coe.int>)

・ COMPASS

青少年を対象とする人権教育総合マニュアル

内容：この本は、青少年を対象に人権教育を行うための包括的なアプローチを提示しています。同書は5つの章からなります。本をすべて読まなくても、指導に活用することができます。最も興味がある部分を読めば良いのです。

発行：2002年5月

ISBN：92-871-4880-5

ウェブサイト：

<https://book.coe.int/en/human-rights-democratic-citizenship-and-interculturalism/6583-compass-manual-for-human-rights-education-with-young-people-2012-edition-finally-revised-and-updated.html>

ユネスコ（国連教育科学文化機関）(<http://portal.unesco.org>)

・ EDUCATION FOR INTERNATIONAL UNDERSTANDING

内容：この冊子は、ユネスコが長年にわたり、すべての人が教育を受けられるようにし、国際理解を深めるために、状況を改善する努力を続けてきたことを説明しています。人権、平和、民主主義など、すべての国家にとって重要なことがらに関する多様なアイディア、実験、意見が豊富に揃っています。特に先生と生徒向けに作られています。

発行：1996年

ウェブサイト：

<http://unesdoc.unesco.org/images/0012/001248/124833e.pdf>

ユニセフ（国際児童基金）(<http://unesco.org>)

・ PROMOTING CHILDREN'S PARTICIPATION IN DEMOCRATIC DECISION-MAKING

内容：この刊行物は、子どもと若者の参加に関する問題に焦点を合わせています。子どもの権利条約に基づき、若者の参加、特に彼らの積極的な参加とあらゆるレベルにおける意思決定構造への関与（家庭、学校、居住地、青年組織その他の団体などにおいて）の重要性を強調しています。また、いくつかの国における優良実践の事例を挙げています。

発行：2001年

ISBN：88-85401-73-2

・ A life like mine : How children live around the world

内容：この刊行物は、9～12歳の子どもを対象としています。子どもの権利の尊重が、わかりやすく説明されています。子どもの生活が、1人1人のライフストーリー、生活状況、より良い世界への希望を通して描かれています。

発行：2002年10月

ISBN：0-7894-8859-0

アムネスティ・インターナショナル (<http://www.amnesty.org>)

・FIRST STEPS

A Manual for Starting Human Rights Education

内容：このマニュアルは、子どもの教育に携わり、指導の一環として人権養育を行おうとする教員および他のすべての人を対象としています。小中学校の子どもに対する人権教育に役立つ方法が紹介されています。また、多くの参考資料のほか、他の刊行物、組織、関連ウェブページへのリンクが記載されています。

発行：1997年、ロンドン

ウェブサイト：

<https://www.amnesty.org/en/documents/POL32/002/2002/en/>

その他の役立つリンク：

国連人権高等弁務官事務所-Human rights education and training：

<http://www2.ohchr.org/english/issues/education/training/index.htm>

UNICEF-Compendium：

<http://www.unicef.org/teachers/compendium/index.html>

セーブ・ザ・チルドレン：<http://savechildren.org>

Child Rights Information Network (子どもの権利国際ネットワーク)

アンケート

本アンケートの目的は、子どもの権利に関する教育および学習において、「わたしたちの権利」カードにどのような効果があるかを調べることです。また、子どもの権利を教える際の個別の点に関するご意見をお聞かせいただければと思います。質問に正解・不正解はありません。

あなたの国：

- ・子どもの権利に関する以下の国際文書について、あなたは十分な知識があると
思いますか？

はい　いいえ

子どもの権利条約

世界人権宣言

人権及び基本的自由の保護のための条約（ヨーロッパ人権規約）

以下の記述は、子どもの権利と人権に関連するさまざまな要素に対するあなたの考え方を知るためのものです。

それぞれの文を読んで、内容に対するあなたの考え方に対するものにチェックをしてください。

- ・子どもの権利と人権は、日常生活においても学校においても重要だ。

強く思う□ そう思う□ 部分的に思う□ まったく思わない□

- ・子どもの権利と人権は理想論だ。日常生活や学校において実現することはできない。

強く思う□ そう思う□ 部分的に思う□ まったく思わない□

- ・子どもの権利と人権は、豊かな国だけが提供できる贅沢だ。貧しい国は提供できない。

強く思う□ そう思う□ 部分的に思う□ まったく思わない□

- ・教師は、授業の際に生徒の意見を尊重し、考えを表現するよう促している。

強く思う□ そう思う□ 部分的に思う□ まったく思わない□

- ・「わたしたちの権利」カードは、子どもの権利を学ぶうえで、子どもたちを触発すると思いますか？

はい　いいえ

- 生徒は、カードで取り上げたテーマ自体（個々の権利）に触発されたと思いま
すか、あるいは、この学習方法を気に入ったと思いますか？
当てはまるものにチェックをしてください（1つのみ）。

生徒は、取り上げたテーマ（個々の権利）に触発された。

生徒は、主にこの学習方法に夢中になった。

生徒は、取り上げたテーマと学習方法の両方に関心を寄せた。

- カードに示した権利または活動のうち、生徒に最も人気のあったものを3つ挙
げ、その理由も書いてください。
a) 理由
b) 理由
c) 理由

- あなたの学校環境で最もよく見られる暴力の形態はどれですか？
当てはまるものにチェックをしてください（複数回答可）。

- a) いじめ
b) 言葉の暴力
c) 身体的暴力
d) その他（明記してください）：

- あなたの学校は、寛容の問題に十分な注意を払っていますか？ はい いいえ

- 「わたしたちの権利」プロジェクトを実施する前、生徒は子どもの権利を知っ
ていましたか？

いいえ（ひとつもなし） はい（すべての権利） ある程度（一部の権利のみ）

- 個別の活動を実施した後、生徒たちは権利の侵害を認識するようになりましたか、
または事例を挙げることができますか？

いいえ（ひとつもなし） はい（すべての権利） ある程度（一部の権利のみ）

- ・「わたしたちの権利」カードを使用したことの最も重要な効果は何ですか？
当てはまるものにチェックをしてください（各項1つのみ）。
 - 強く思う□ そう思う□ 部分的に思う□ まったく思わない□
- ・生徒たちは、日常のやりとりにおいて権利の侵害を認識するようになり、子どもの権利の問題に対して全般により敏感になった。
 - 強く思う□ そう思う□ 部分的に思う□ まったく思わない□
- ・生徒たちは、社会的環境における幅広い多様性や違いに対して、より受容的になった。
 - 強く思う□ そう思う□ 部分的に思う□ まったく思わない□
- ・カードを使うことにより、生徒たちは、子どもの権利について批判的に検討することを学び、自分の利益のためだけに権利を利用しなくなった。
 - 強く思う□ そう思う□ 部分的に思う□ まったく思わない□
- ・カードを使うことにより、生徒たちは、最もかえりみられない子どもたち（特別なニーズのある子どもも、貧困家庭の子ども）の人権を尊重することに対して、より敏感になった。
 - 強く思う□ そう思う□ 部分的に思う□ まったく思わない□
- ・カードを使うことにより、子どもの権利に関連する同様のプロジェクトを円滑に実施するために役立つ知識を得ることができた。
 - 強く思う□ そう思う□ 部分的に思う□ まったく思わない□
- ・子どもの権利と人権について子どもの権利と人権に関する教育および学習について、さらなる研修を受けたいと思いますか？
 - はい いいえ
- 「はい」の場合は、次の質問にも答えてください。
 - ・子どもの権利と人権に関する教育および学習のどの分野について知識を広げたいと思いますか？
当てはまるものにチェックをしてください。
 - 子どもの権利と人権に関する教育および学習に適したコンテンツ
 - 子どもの権利と人権に関する教育および学習の形態および手法
 - 子どもの権利と人権に関する授業の計画および実施における教員間の協力

- ・寛容に関する教育と学習をテーマにした研修に参加したいと思いますか？

はい　いいえ

「はい」の場合は、次の質問にも答えてください。

- ・寛容に関する教育のどの分野について知識を広げたいと思いますか？
当てはまるものにチェックをしてください。

寛容に関する教育および学習に適したコンテンツ
寛容に関する教育および学習の手法



MEDNARODNO RAZVOJNO
SODELOVANJE SLOVENIJE
SLOVENIA'S DEVELOPMENT
COOPERATION

Ministrstvo za zunanje zadeve Republike Slovenije
Ministry of Foreign Affairs of the Republic of Slovenia

わたしたちの権利
10～12歳児童を対象とする「子どもの権利」に
関する教育支援ツール

発行者：
スロヴェニア共和国外務省
Presernova 25
1000 Ljubljana
Slovenija

著者：
Blanka Jamnisek
Liana Kalcina
Andreja Barle Lakota
Zoran Pavlovic
Mitja Sardoc

イラストレーター：Matjaz Schmidt
デザイナー：Jasa Schmidt

翻訳・日本語版発行：創価学会平和委員会

監修：福田弘

リュブリヤナ、2012年

東京、2021年



MEDNARODNO RAZVOJNO SODELOVANJE
SLOVENIJE SLOVENIA'S DEVELOPMENT
COOPERATION

Ministrstvo za zunane zadeve Republike Slovenije / Ministry of Foreign Affairs of
the Republic of Slovenia